

(第 1 回 ・ 最 終) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和7年6月16日
契約業者名	株式会社東京久栄
契約業者の住所	東京都千代田区岩本町二丁目 4 番 2 号
業務の名称	秋田港底質調査
業務場所	秋田県能代市能代港港内
業務区分	建設コンサルタント等
業務概要	別紙のとおり
履行期間（自）	令和7年4月9日
履行期間（至）	令和7年6月16日
変更前の契約金額	¥1,632,620 円（税込み）
変更金額	¥77,000 円（税込み）
変更後の契約金額	¥1,709,620 円（税込み）
変更理由	計画変更により、施工実態調査の追加を行う。

1. 業務概要
本業務は、秋田港本港地区の底質調査を実施するものである。
また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。
・40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

2. 調査場所
秋田県秋田市秋田港港内（別添図参照）

3. 履行期間
契約締結日から令和7年6月16日までとする。
なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝休日は休日として設定している。

4. 業務用基準	秋田港
基準面	発注者管理用基準面とする。（T.P.+0.12m）
基準点	調査職員の指示による。

5. 業務内容

業務名称	原				変更			増・△減	摘要
	業務内容	単位	数量	参考数量	単位	数量	参考数量	数量	
底質調査									秋田港1地点
採泥		地点	1		地点	1			
分析試験		検体	1		検体	1			
協議・報告									
協議・報告		回	1		回	1			
成果物									秋田港1地点
業務完成図書作成		式	1		式	1			

6. 提供資料
なし

7. 業務仕様
7-1 総則
(1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 令和5年3月）の定めによるものとする。
なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

7-2 底質調査
(1) 採泥器は、調査職員の承諾を得なければならない。

(2) 採泥地点までの観測船は受注者が手配するものとする。

(3) 採泥の時期は、下記のとおりとし詳細な日時については、調査職員と協議しなければならない。
・4月下旬～5月中旬

(4) 採泥は、表層部において行うものとし、1地点から3回以上の採取を基本とする。なお、採泥回数及び採泥位置の詳細については、調査職員と協議するものとする。

(5) 観測船の誘導及び海上測位については、GNSSを使用し行わなければならない。なお、これにより難しい場合は、観測に先立ち、調査職員に測位方法について承諾を得なければならない。

1. 業務概要
原契約のとおり

2. 調査場所
原契約のとおり

3. 履行期間
原契約のとおり

4. 業務用基準
原契約のとおり

5. 業務内容

6. 提供資料
原契約のとおり

7. 業務仕様
原契約のとおり

- (6) 試験項目は、別表1、2に示すとおりとする。
- (7) 観測結果の整理及び解析は、下記のとおりとする。
- ① 試験結果には、試料の保存状態及び採泥から分析までの経過を付記しなければならない。
 - ② 関連試料として、当日の天候気温、位置、採泥地点の水深、試料の外観（泥質色調、夾雑物）、試料の臭気の有無、保存処理の方法を整理しなければならない。
- 7-3 協議・報告
- 本業務の遂行にあたっては、調査職員と十分な打合せ等を行うものとし、事前協議を行うものとする。なお、協議・報告回数に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められる場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。
8. 成果物
- 8-1 成果物
- (1) 業務完成図書の取りまとめ方法及び添付する資料については、調査職員と協議しなければならない。
- 8-2 業務完成図書
- 本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。
- (1) 管理写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき納品しなければならない。
- (2) 図面は、「CAD製図基準」、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」及び「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン（案）【業務編】」に基づいて作成しなければならない。
- (3) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。
9. その他
- (1) 本業務において、GNSSを使用する場合は、当該契約業務等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
- (2) 実施にあたっては、通行船舶の航行安全に十分留意しなければならない。
- (3) 現場技術員等の配置等
- 1) 本業務において、調査職員の他に調査職員の補助業務を行う現場技術員（業務技術員）を配置する場合、氏名を通知する。
 - 2) 現場技術員（業務技術員）が調査職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。
また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、現場技術員（業務技術員）は、業務契約書第9条に規定する調査職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。
- (4) 配置技術者の確認について
- 1) 受注者は、業務計画書（港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 1-11業務計画書）の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
 - 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
- ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者。

8. 成果物
原契約のとおり

9. その他
(1) 原契約のとおり
(2) 原契約のとおり
(3) 原契約のとおり

(4) 原契約のとおり

② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者。 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。 (5) 技術指導者について 1) 管理技術者の他に、参加表明書に基づき技術指導者(担当技術者として配置)を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。 ① 定期的に管理技術者の指導を行うこと(1回／週程度)。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。 ② 特記仕様書に記載された、発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。 ③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。 なお、その際、各書類に記名又は署名(署名又は押印を含む)するものとする。 2) 技術指導者は、業務実績情報システム(テクリス)に担当技術者として登録するものとする。	
(6) 契約内容の変更手続きについて 本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。 (7) 設計変更等について 設計変更等については、業務契約書第18条から第26条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」本編1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。	(5) 原契約のとおり (6) 原契約のとおり (7) 原契約のとおり
(8) 業務品質確保調整会議について 本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議(以下、「調整会議」という。)を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。 なお、受発注者双方の協議により調査方法の開催を省略することも可能とする。 (9) 打合せ等に要する旅費交通費については未計上であり、調査職員と協議のうえ、変更対象とする。	(8) 原契約のとおり (9) 原契約のとおり
(10) 本業務は、発注者が実施する「施工実態調査」の対象業務であるため、調査職員より提示される調査票に必要事項を正確に記入し、調査職員に提出するものとする。なお、当初未計上とし詳細については調査職員と協議するものとする。 (11) 本特記仕様書に記載無き事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。	(10) 本業務は、発注者が実施する「施工実態調査」の対象業務であるため、調査職員より提示される調査票に必要事項を正確に記入し、調査職員に提出するものとする。なお、本調査に関する費用は別途計上している。 (11) 原契約のとおり

以 上

以 上